

# 知っ得! 身近なベトナム税務

## 誰も落ちないチーフアカウント資格試験

### (第8回)

駐在員なら誰でも聞いたことがあるチーフアカウントという資格。このベトナム特有の資格制度によって、制度を正しく理解せずに振り回されてしまった、有資格者を過大評価してしまい人材採用に失敗してしまうケースを非常に多くお見受けします。税務というテーマからは少々ずれますが、今回はこのチーフアカウントを取り上げたいと思います。

### 本当に採用しなければならないのか？

チーフアカウントを日本人に分かりやすい言葉にするとすれば、経理部長資格ということになります。日本では経理部長には誰でも就任できますが、ベトナムはチーフアカウントという資格を有する従業員を経理責任者に就任させ、当局に登録しなければなりません。

会社を設立したら直ちに採用しなければならないということではなく、会計法では「2年連続で不在はNG」とされており、実務上は2年目の決算時まで採用すれば問題ありません。また、会計事務所の記帳代行を利用している会社のための例外規定もあります。会計法では、正規のライセンスを有する会計事務所に常勤のベトナム公認会計士から合法的に名義借りが可能とされています。会社を新規に設立したり、既に採用したチーフアカウントが退職したからといって、焦って採用する必要はなさそうです。

### 安価かつ簡単な試験

チーフアカウントという資格は非常に簡単に取得可能です。経済学部など会計に関する大学や専門学校を卒業し、2～3年の実務経験を経れば受験資格が得られます。受験する前に半年程度、夜間の専門学校

でチーフアカウント養成コースを受講しなければなりません。このコースの受講料は100万～200万ドン程度(5,000円～1万円程度)で、通常は出欠確認をしません。試験はとても簡単で、合格ラインは正答率50%。万が一失敗しても何度も受験できます。弊社のスタッフは皆3～4年目になると受験しますが、自分はもちろん、知り合いで資格取得に失敗した人はいないとのこと。もはやこの資格を持っているということ自体は、本人の実務能力とほとんど関係ないといっても過言ではないと言えるでしょう。

### 資格に左右されず実力重視で人材採用を

チーフアカウントの給与水準は年々上がっていますが、できる人とできない人の差はかなり大きいです。ベトナムの税務調査は厳しく、親会社が上場企業であれば決算のスピードと精度を求められるため、優秀なチーフアカウントを採用することが重要であることは間違いありません。面接で実力を見極めるのはとても難しいことではありますが、実務経験を重視したり、会計事務所のコンサルタントに面接に同席してもらうなどして、可能な限り実力を見極める努力をし、経理責任者を採用されることをお勧めします。

#### < 筆者紹介 >

実原 享之(じつはら たかゆき)

I G L O C A L代表取締役。ベトナム在住。米国・ベトナム・カンボジア公認会計士。2009年にI G L O C A Lに入社し、2012年より現職。趣味ゴルフ。



NNA 倶楽部

## アジアで働くあるある川柳

NNA倶楽部会員の方々を対象に、アジアで働くあるある川柳を募集いたします!

●期間

2015 6/30  
～8/31

amazon.co.jp  
ギフト券

Amazon.co.jpは、本誌の協賛企業ではありません。Amazon、Amazon.co.jpおよびそのロゴはAmazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。